第四十四条の次に次の一条を加える。

**第四十四条の二**　高知地方法務局須崎支局、四万十支局及びいの支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、高知地方法務局で取り扱わせる。

**第三条**　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、別表盛岡地方法務局の部の改正規定中

「「大船渡市
一関市
陸前高田市
奥州市
胆沢郡
西磐井郡
東磐井郡
気仙郡
」」を

「「大船渡市
一関市
陸前高田市
奥州市
胆沢郡
西磐井郡
気仙郡
」」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定及び第四十四条の次に一条を加える改正規定　平成二十三年九月五日

二　第二条中登記事務委任規則第四条第一項及び第十条第一項の改正規定　平成二十三年九月二十日

## ○法務省令第二十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第三項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月二十六日

法務大臣　江田　五月

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の短期滞在の項中「、三十日」を「若しくは三十日」に改め、「十五日」の下に「以内の日を単位とする期間」を加える。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# 告　示

## ○内閣府 文部科学省 経済産業省告示第一号

原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第六十二条第一号及び第二号の規定に基づき、原子力損害賠償支援機構が保有することができる有価証券（以下「指定有価証券」という。）及び預金をすることができる金融機関（以下「指定金融機関」という。）を次のように指定したので、告示する。

平成二十三年八月二十六日

内閣総理大臣　菅　直人
文部科学大臣　髙木　義明
経済産業大臣　海江田万里

一　指定有価証券
　イ　地方債
　ロ　政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）
二　指定金融機関
　イ　銀行
　ロ　長期信用銀行
　ハ　全国を地区とする信用金庫連合会
　ニ　全国信用協同組合連合会
　ホ　労働金庫連合会
　ヘ　農林中央金庫
　ト　株式会社商工組合中央金庫

## ○政治資金適正化委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年八月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏名 |
| --- | --- | --- |
| 三九七六 | 二三、八、五 | 久野　靖典 |
| 三九七七 | 二三、八、五 | 大西　善之 |
| 三九七八 | 二三、八、五 | 金杉伸一郎 |
| 三九七九 | 二三、八、五 | 竹村　丙喜 |
| 三九八〇 | 二三、八、五 | 荒谷　泰久 |
| 三九八一 | 二三、八、五 | 鈴木　雅夫 |

## ○政治資金適正化委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十三年八月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 氏名 | 抹消年月日 | 抹消事由 |
| --- | --- | --- | --- |
| 一五三九 | 野村　文雄 | 二三、七、二七 | 本人からの申請 |

## ○法務省告示第四百三号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十三年八月二十六日

法務大臣　江田　五月

| 登記所 | 指定の効力が生ずる日 |
| --- | --- |
| 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十六号）の規定によりその商業登記の事務がさいたま地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合のさいたま地方法務局志木出張所及び春日部出張所 | 平成二十三年九月二十六日 |
| 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十六号）の規定によりその商業登記の事務が千葉地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の千葉地方法務局香取支局及び匝瑳支局 | 平成二十三年九月二十日 |
| 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十六号）の規定によりその商業登記の事務が水戸地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の水戸地方法務局筑西出張所及び取手出張所 | 平成二十三年九月五日 |
| 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十六号）の規定によりその商業登記の事務（茨城県常総市内野山、大沢、大沢新田、岡田、尾崎、小保川、沓掛、蔵持、蔵持新田、栗山新田、鴻野山、鴻野山新田、国生、崎房、左平太新田、篠山、新石下、杉山、収納谷、大房、舘方、東野原、豊田、中沼、馬場、馬場新田、原、原宿、古間木、古間木新田、古間木沼新田、平内、曲田、孫兵ヱ新田、向石下、本石下、本豊田、山口及び若宮戸に属する地域内の事務に限る。）が水戸地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の水戸地方法務局下妻支局 | 平成二十三年九月二十日 |
| 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十六号）の規定によりその商業登記の事務が新潟地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の新潟地方法務局十日町支局、糸魚川支局及び上越支局 | 平成二十三年九月二十日 |